

## 荒天に伴う対応について

措置の対象となる警報は、台風接近等に伴う東京23区東部への暴風警報及び大雨警報、または大雪警報です。それ以外の警報や注意報は対象となりません。

### I. 通常の授業日等の場合

- ① 午前7時現在で、上記いずれかの警報が発令されている場合、  
10:30登校とし授業は3時限目より行う。
- ② 午前8時現在で、上記いずれかの警報が発令されている場合、  
11:30登校とし授業は4時限目より行う。
- ③ 午前9時現在で、上記いずれかの警報が発令されている場合、  
13:00登校とし授業は5時限目より行う。
- ④ 午前10時現在でも、上記いずれかの警報が発令されている場合、  
全日休校とします。

### II. 週休日、休日、振り替え休業日等の場合（部活動・行事準備等）

- ① 午前7時現在で、上記いずれかの警報が発令されている場合、  
10:00からの登校を許可し、活動するものとする。
- ② 午前8時現在で、上記いずれかの警報が発令されている場合、  
11:00からの登校を許可し、活動するものとする。
- ③ 午前9時現在で、上記いずれかの警報が発令されている場合、  
午前中の登校・活動は禁止する。
- ④ 9:00～12:00に間に上記警報が解除されない場合、  
午後の登校・活動を禁止する。（終日活動禁止）